

岩手県告示第 418 号

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示

県有林の産物売払規程（昭和 40 年岩手県告示第 359 の 2 の 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(産物の買受申込み) 第 3 条 <u>農林水産部緑化推進課総括課長</u> 又は地方振興局の林務部長、農林部長若しくは林務事務所長（以下「課長等」という。）は、産物を買受けようとする者があるときは、産物買受申込書（様式第 1 号）を提出させなければならない。ただし、競争入札の場合は、この限りでない。 2 [略]	(産物の買受申込み) 第 3 条 <u>農林水産部森林保全課総括課長</u> 又は <u>広域振興局</u> 若しくは地方振興局の林務部長、農林部長若しくは林務事務所長（以下「課長等」という。）は、産物を買受けようとする者があるときは、産物買受申込書（様式第 1 号）を提出させなければならない。ただし、競争入札の場合は、この限りでない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第 1 号から様式第 6 号までの様式中「地方振興局長」を「振興局長」に改める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。